

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが、就職・転職・スキルアップのため事前に指定を受けた講座を受講すると、受講費が助成されます。

給付を受けるためには、市が、講座を受けることが適職に就くために効果があると認め、講座を指定する必要があるので、講座受講前に必ず相談をしてください。

【対象者】

次の要件をすべて満たす方

- 四日市市に居住の20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母または父
- 自立支援プログラムの策定等を受けていること
- 講座を受講することが、安定した就労に結びつくと認められる方
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

【対象講座 および 支給額】

こちらのHPから対象講座を検索

教育訓練給付制度【検索システム】

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

雇用保険における一般教育訓練給付金の指定講座及び特定一般教育訓練給付金の指定講座

入学金・受講料の60%（上限20万円）

1万2千円を超えない場合は支給されません

雇用保険における専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の所得を目指す講座に限ります）

入学金・受講料の60%（上限 修学年数×40万円。最大160万円）

1万2千円を超えない場合は支給されません

【申請に必要な書類】

① 教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークが発行したもの）

*あらかじめ以下のことを養成機関で確認した上で、本人確認できるものを持参し、ハローワークに回答書申請を行ってください。

・教育訓練施設名 ・教育訓練講座名 ・受講講座の指定番号
・受講開始日、修了予定日 ・訓練費用
・一般教育訓練/特定一般教育訓練/専門実践教育訓練のいずれに該当しているか

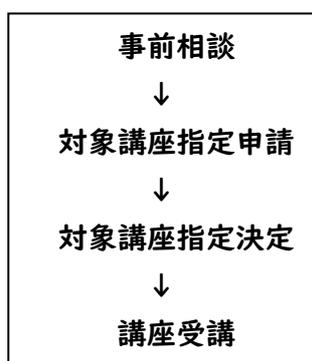
② 対象講座指定申請書（市役所よりお渡しする書類）

③ 講座の概要、費用等がわかるもの（パンフレットなど）

④ 本人確認のできるもの（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）

【手続きの流れ】

講座受講前



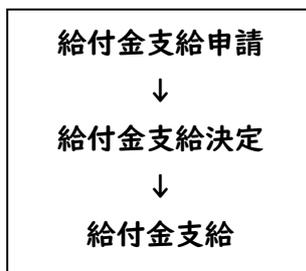
*必ず事前相談を受けてください。支給要件や必要書類について説明します。

*対象講座指定決定を受けてから受講を開始してください。

*領収書は、給付金申請の際必要となりますので、大切に保管しておいてください。

*指定された期間内での受講修了が必須です。

講座修了後



*受講修了から30日以内に申請を行ってください。申請書類等は、対象講座指定通知と一緒に送付します。

*雇用保険による教育訓練給付金の受給資格のある方は、先にハローワークで教育訓練給付金の支給申請を行ってください。

《お問い合わせ先》

四日市市こども未来部こども家庭センター 管理係 電話：059-354-8298